

清須市一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、清須市契約規則(平成17年清須市規則第50号。以下「規則」という。)第60条の規定に基づき、清須市が発注する建設工事の請負契約について一般競争入札(以下「入札」という。)を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 入札の対象となる工事は、設計金額が1億円以上の建設工事とする。ただし、市長が、特に認めた場合はこの限りではない。

(現行規定の効力)

第3条 この訓令に特別の定めがない限り現行の諸規定は、従前のおり適用するものとする。

(入札の参加資格)

第4条 建設工事の入札に参加できる者は、次条に定める入札の公告に掲載する要件を備えているものでなければならない。

(入札の公告事項等)

第5条 入札の公告は、規則第8条に規定する事項のほか、次の事項について公告しなければならない。

(1) 一般競争入札参加申請書(以下「参加申請書」という。)及び入札参加資格確認に必要な書類の提出方法及び提出場所

(2) 落札決定方法

2 前項に規定する公告は、清須市公告式条例(平成17年清須市条例第3号)第2条第2項別表に規定する掲示場所への掲示により行うものとする。

(入札参加申請)

第6条 入札に参加しようとする者は、参加申請書を公告に記載の提出期限までに市長に提出しなければならない。

(開札)

第7条 開札は、公告で指定した日時及び場所において行うものとする。

2 市長は、予定価格の制限の範囲内で最も入札価格の低い者から落札候補者を決定し、第10条の規定により落札者が決定するまで、最も入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、後日、落札決定する旨の宣言をし、開札を終了するものとする。

3 開札の結果、前項の落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、落札決定を保留した上で、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者(以下「次順位者」という。)を決定するものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第8条 入札保証金及び契約保証金は、規則の規定によるものとする。

(確認申請書等の提出)

第9条 市長は、開札後、次条の規定により落札者が決定するまで、落札候補者から順に確認申請書等の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、当該確認申請書等の提出を求められた日から起算して3日(市の休日(清須

市の休日を含める条例(平成17年清須市条例第2号)第1条第1項各号に定める日)を除く。以下同じ。)以内に確認申請書等を市長に提出しなければならない。

- 3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認申請書等を市長に提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(入札参加資格要件の審査)

第10条 市長は、前条第2項の規定により確認申請書等の提出があったときは、当該落札候補者が入札公告に示す入札参加資格の要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、当該資格の要件を満たしている場合は落札決定とし、満たしていない場合は、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。この場合において、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。

- 2 入札参加資格要件の審査は、前条第2項に規定する確認申請書等の提出があった日から起算して3日(市の休日を除く。)以内に行わなければならない。

- 3 入札参加資格要件の審査結果は、一般競争入札参加資格審査結果調書により取りまとめるものとする。

(落札決定の通知等)

第11条 市長は、前条第1項の規定により落札を決定したときは、当該落札者にその旨を速やかに通知しなければならない。

- 2 市長は、前条第1項の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に対して一般競争入札参加資格不適合通知書によりその旨を通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた者は、同項の通知を受けた日から起算して6日(市の休日を除く。)以内に、その理由について市長に対して書面により説明を求めることができるものとする。

- 4 落札者以外の入札参加者に対する通知は、入札結果を総務部財政課窓口による閲覧及びホームページに掲載することにより通知したものとみなす。

(雑則)

第12条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。